

# 愛知県指定障害福祉サービス 事業者等集団指導 (令和8年3月)

音声: VOICEVOX(四国めたん)

1

## 説明テーマ

1. 令和8年度に注意すべき主なポイントについて
2. 令和8年度における臨時応急的な見直しについて
3. 障害福祉サービス等情報公表システムにおける経営情報の報告について
4. 利用者の募集方法(募集条件)について
5. 災害時情報共有システムの登録について
6. 共同生活援助における運営や支援に関するガイドラインについて

2

## 説明テーマ

7. 地域連携推進会議について
8. 就労選択支援について
9. こども性暴力防止法について
10. 障害児通所支援事業所等における安全対策等について
11. 申請書類等の新様式について
12. 事業所運営と運営指導について（監査指導室より）

3

## 令和8年度に注意すべき主なポイントについて

No.	項目	ポイント
1	臨時の報酬改定について	厚生労働省及びこども家庭庁より、令和8年度に臨時の報酬改定を行う旨発表がありました。 1 就労移行支援体制加算の見直し 2 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し 3 応急的な報酬単価の特例について
2	事業所の経営情報の公表の実施	令和7年8月29日より、障害福祉サービス等情報公表システムにおける経営情報の報告の運用が開始されました。当該運用の開始に伴い、 <u>障害福祉サービス等事業者の経営情報を障害福祉サービス等情報公表システムの報告ページから報告することが必要となります。</u>

4

## 令和8年度に注意すべき主なポイントについて

No.	項目	ポイント
3	利用者の募集方法（募集条件）について	<p>障害福祉サービスは、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者が自ら障害福祉サービスのサービス内容や質に基づき利用の可否を判断するものです。</p> <p>このため、事業者は利用者を募集する際、利用者の意思決定を歪めるような金品授受による利用者誘因行為や斡旋行為を行うことは禁止されていますのでご注意ください。</p>
4	災害時情報共有システムの登録	<p>災害時には「災害時情報共有システム」にて、被災状況の報告を行っていただきます。</p> <p>報告用 URL がメールにて送付されますので、登録メールアドレスが最新のものになるようお願いします。</p>

5

## 令和8年度に注意すべき主なポイントについて

No.	項目	ポイント
5	共同生活援助における運営や支援に関するガイドラインについて	<p>令和8年2月に厚生労働省から「共同生活援助における運営や支援に関するガイドライン」が発出されました。共同生活援助（グループホーム）を運営する事業者が、利用者に対して質の高い支援を提供するため、共同生活援助における運営や支援内容に関する基本的な事項を定めたものとなっています。</p> <p>また「グループホームにおける食材料費の取扱い等について（事務連絡令和5年10月20日）」を掲載しておりますので、ご確認ください。</p>

6

## 令和8年度に注意すべき主なポイントについて

No.	項目	ポイント
6	地域連携推進会議について	共同生活援助（グループホーム）及び障害者支援施設においては、各事業所での地域の関係者を含む外部の目を入れた「 <u>地域連携推進会議</u> 」を開催すること及び会議の構成員が事業所を見学する機会を設けること（それぞれ概ね1年に1回以上）が令和7年度から義務化されています。
7	新たなサービス：就労選択支援について	令和7年10月1日から、就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適正の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」が創設されています。

7

## 令和8年度に注意すべき主なポイントについて

No.	項目	ポイント
8	こども性暴力防止法関連	こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）が令和8年12月25日に施行されます。 法の施行に向けて、準備を進めていただきますようお願いします。 〈義務対象〉 障害児通所支援事業、障害児入所施設 〈認定対象事業所〉 障害福祉サービス事業

8

## 令和8年度に注意すべき主なポイントについて

No.	項目	ポイント
9	障害児通所支援事業等における安全対策等について	障害児通所支援事業等における安全対策等についてご確認いただき、各事業所において適切にご対応ください。 1 安全計画の策定等について 2 自動車を運行する場合の児童の所在の確認及び安全装置の設置について 3 義務化対象の誤認防止について
10	申請書類等の新様式について	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等(以下「施行規則」とする)の一部改正(2025年3月31日公布、2026年4月1日施行)されました。 令和8年4月1日以降は新様式のみのお受け付けとなりますのでご注意ください。

9

## 令和8年度における臨時応急的な見直しについて

### ① 就労移行支援体制加算の見直しについて

#### ○見直しの内容

・就労移行支援体制加算について、一事業所で算定可能となる年間の就職者数に上限(定員数まで)を設定する。

・また、同一事業所だけでなく、他の事業所において過去3年間で算定実績がある利用者について、ハラスメントなどやむを得ない事情で退職した者など市町村長が適当と認める者を除き、算定不可であることを明確化する。

#### 【施行時期】

令和8年4月施行

#### 【対象サービス】

就労継続支援A型、就労継続支援B型、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)

10

# 令和8年度における臨時応急的な見直しについて

## ② 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについて

### ○見直しの内容

・平均工賃月額額の算定方式の見直しにより、想定以上に高い報酬区分の事業所の割合が増加したことに対応し、基本報酬区分の基準の見直しを行う。

具体的には、平均工賃月額額が約6千円上昇していることを踏まえ、基本報酬区分の基準額を引き上げる。引き上げ幅は、その上昇幅の1/2である3千円に留める。

・その際、令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、見直しの適用対象外とする。

・今回の見直しにより区分が下がる事業所も、その影響が一定の範囲内に収まるよう配慮し、基本報酬の減少額が3%程度に収まるよう中間的な区分を新設する。

・令和6年度改定で単価を引き下げた区分七と八の間の基準については引き上げず、据え置く。



# 令和8年度における臨時応急的な見直しについて

## ③ 応急的な報酬単価の特例について

### ○見直しの内容

収支差率が高く、かつ、事業所が急増しているサービス類型について、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、新規事業所に限り、応急的な報酬単価（一定程度引き下げた基本報酬）を適用する。

#### 【対象サービス】

就労継続支援B型、共同生活援助（介護サービス包括型・日中サービス支援型）、児童発達支援、放課後等デイサービス

#### 【対象事業所】

令和8年6月1日以降に新規に指定された事業所（既存事業所については従前どおり）

#### 【応急的な報酬単価を適用する期間】

令和9年度報酬改定までの間

# 令和8年度における臨時応急的な見直しについて

## ④ 処遇改善加算の拡充

○ 福祉・介護職員のみならず、障害福祉従事者を対象に、幅広く月1.0万円(3.3%)の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の福祉・介護職員を対象に、月0.3万円(1.0%)の上乗せ措置を実施する。

※ 合計で、福祉・介護職員について最大月1.9万円(6.3%)の賃上げ(定期昇給0.6万円込み)が実現する措置

○ 具体的には以下の措置を講じる

- ① 今回から、処遇改善加算の対象について、福祉・介護職員のみから障害福祉従事者に拡大する(加算率の引上げ)
- ② 生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける(加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ)
- ③ 処遇改善加算の対象外だった計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援に処遇改善加算を新設する
- ④ ベースアップなどによる更なる賃上げや生産性向上等の取組を後押しするために必要な措置を講ずる。

13

## 処遇改善加算の届出について

・令和8年度計画書の提出期限は**4月15日**です。

※前年度から引き続き算定する場合も提出が必要。

※計画書は法人単位でまとめて作成できますが、計画書の提出先は事業所の指定権者です。

・計画書様式は必ず新しい様式を使用してください。

※手続きの詳細については、別途県HP等で周知予定です。

14

# 障害福祉サービス等情報公表システムにおける経営情報の報告について

令和7年8月29日より、障害福祉サービス等情報公表システムにおける**経営情報の報告**の運用が開始されました。障害福祉サービス等情報公表システムの報告ページから報告してください。

## ○経営情報の報告の期限について

当該障害福祉サービス等事業者の**毎会計年度終了後、3月以内**

ただし、令和6年度経営情報の報告は、令和8年3月31日まで(経過措置)

※経営情報未報告の場合は、「情報公表未報告減算」の対象となりますのでご注意ください。

15

# 障害福祉サービス等情報公表システムにおける経営情報の報告について

## ○報告すべき経営情報の内容について

原則、障害福祉サービス等事業所単位で報告してください。

ただし、事業所ごとの会計区分を行っていない場合などのやむを得ない場合については、法人単位で報告することとしても差し支えありません。

## ○令和X年度の定義について

経営情報の報告において、「令和X年度経営情報」とは、会計年度の始期が令和X年に始まることとされています。

(例) 令和6年度経営情報

会計年度の始期が「令和6年1月～12月」である障害福祉サービス等事業者

→ 会計年度が令和6年1月～12月、令和6年4月～令和7年3月 等

16

# 障害福祉サービス等情報公表システムにおける経営情報の報告について

## ○一人当たり賃金について

一人当たり賃金は、任意での報告を可能としています。

障害福祉サービス等情報公表システムにおいて当該項目への入力があった場合、事業者がその情報の公表に同意しているものとして情報公表を行います。

## ○経営情報の公表について

御報告いただいた経営情報は集計され、属性等に応じてグルーピングした分析結果を県が公表することとされており、個人や事業所が特定されることはないと厚生労働省から示されております。

具体的な公表方法については、今後厚生労働省から事務連絡等で示される予定となっております。判明次第県HPで御案内いたします。

17

# 障害福祉サービス等情報公表システムにおける経営情報の報告について

○県HPにおいても愛知県障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱等の情報を公表していますので御参照ください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/300711jyouhoukouhouyou.html>

ホーム > 組織からさがす > 障害福祉サービス等情報公表制度について

障害福祉サービス等情報公表制度について

## 障害福祉サービス等情報公表制度について

ページID:0343931 掲載日:2025年9月22日更新 印刷ページ表示

### 1. 障害福祉サービス等情報公表について

障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするため、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、(1)事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事へ報告することを求めるとともに、(2)都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設し、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資することを目的として、平成30年4月に障害福祉サービス等情報公表制度が施行されました。

18

## 利用者の募集方法(募集条件)について

事業者は利用者を募集する際、利用者の意思決定を歪めるような金品授受による利用者誘因行為や斡旋行為を行うことは禁止されています。

<不適切と考えられる事例>

・金品や物品の提供を謳った募集になっているもの

…(例)商品券や生産活動に関係ない電子機器等を利用者に配付する

・交通費や昼食費の一律的な提供を謳った募集になっているもの

…(例)交通費や昼食費を無料と謳い、障害者の意思決定を歪めるような利用者誘因行為を行っている

・実際には従事できる時間や機会が極端に少ないにも関わらず、パンフレットやホームページ等で当該事業所を利用すれば、その生産活動に常時取り組めると誤解を与えるもの

・高賃金、高工賃を支払える生産活動を確保していないにもかかわらず、高賃金・高工賃の支払いを確約すると誤解を与えるもの

…(例)パンフレットやホームページ等で「1日来たら〇〇円」と謳い、利用者を誘因する。

19

## 共同生活援助における食材料費等の取扱いについて

○各事業所において、徴収する金額については運営規程に定めるとともに、徴収する金額は食材量費、光熱水費など費目ごとに明確にすること。

○徴収した費目は、その費目のみに使用することが原則です。

○年に1回など、定期的に徴収した金額と使用した金額を照らし合わせ、結果として費目ごとに残額が生じた場合は、清算して利用者に残額を返還すること。

○利用者の都合により返還ができないなどの場合に限り、本人の同意を得たうえで、他の費目に流用することは妨げない。

食材量費等の不適切な徴収については、障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律第2条第7項に規定する「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」のうち、「経済的虐待」に該当する可能性がありますので、ご注意ください。

20

# 共同生活援助における運営や支援に関するガイドラインについて

## 第1章 障害福祉の基本理念

### <障害者総合支援法の基本理念>

- 全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであること
- 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること
- 全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられること
- 社会参加の機会が確保されること
- どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
- 障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること

21

# 共同生活援助における運営や支援に関するガイドラインについて

## 第2章 共同生活援助の全体像

グループホームの制度の変遷や、類型、各種基準について、  
法や省令の根拠部分を示しながら解説あり。

訓練等給付費として公費が給付されるサービスなので、  
基準に則った運営を行うことが求められる

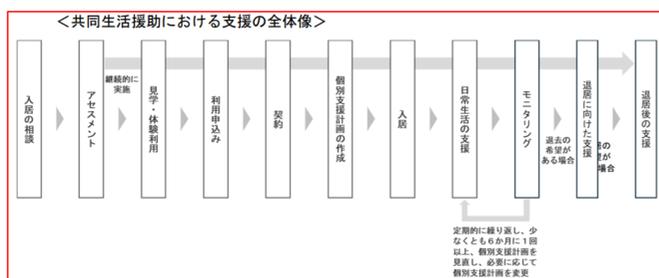
⇒ **法や省令、各種基準を確認しながら運営を実施する必要あり**

22

# 共同生活援助における運営や支援に関するガイドラインについて

## 第3章 共同生活援助の提供すべき支援の内容

本章では具体的な支援の内容や支援に際して留意すべき点が示されています。



グループホームの支援の全体像、一連の流れが示され、それぞれの支援のタイミングごとに留意すべき事項がまとめられておりますので、都度参考にしていただくようお願いいたします。

23

# 共同生活援助における運営や支援に関するガイドラインについて

## 第4章 支援の質の向上のための取組

障害者総合支援法第42条第2項

障害福祉サービス事業者は、その提供する障害福祉サービスの質の評価を行うこと

その他の措置を講ずることにより、障害福祉サービスの質の向上に努めなければならない

- ・従業員の知識・技術の向上
- ・権利擁護の取組
- ・自己評価の実施
- ・地域連携推進会議の実施等による地域との連携



サービスの質の向上につなげる

24

別添1 共同生活援助事業者が実施しなければならない委員会・研修等		
項目	委員会・指針・方針等	研修・訓練
ハラスメント対策 ・セクシュアルハラスメント ・パワーハラスメント	<方針の明確化> ・必須	
感染症又は食中毒の予防及びまん延防止	<感染症対策委員会> ・おおむね3か月に1回以上 <指針の整備> ・必須	<研修> ・年に2回以上 ・新規採用時に必ず実施 <訓練> ・年に2回以上
業務継続計画	<業務継続計画> ・必須	<研修> ・年に1回以上 ・新規採用時にも別で実施する場合は必須

共同生活援助における運営や支援に関するガイドラインについて

別添1 共同生活援助が実施しなければならない委員会・研修等

実施しなければならない委員会や研修が一覧になっている



運営の中で実施の漏れがないようチェックする際に活用できる

25

別添2 参考資料一覧

ガイドライン（案）関連項目	資料名	URL
[P3] 第1章 障害者福祉の基本理念 2. 権利擁護 (1) 虐待の防止	障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き	<a href="https://www.mhlw.go.jp/content/001282170.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/001282170.pdf</a>
[P3-4] 第1章 障害者福祉の基本理念 2. 権利擁護 (2) 意思決定支援	障害福祉サービスの利用等にわたる意思決定支援ガイドライン	<a href="https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku_jouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihoukenfukushibu/0000159854.pdf">https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku_jouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihoukenfukushibu/0000159854.pdf</a>
[P19] 第2章 共同生活援助の全体像 2. 共同生活援助の提供体制	障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン 障害福祉サービス事業所等に	<a href="https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000940032.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000940032.pdf</a> <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000940032.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000940032.pdf</a>

共同生活援助における運営や支援に関するガイドラインについて

別添2 参考資料一覧

参考となるガイドラインやマニュアルが掲載URLも含め一覧化



運営や支援において不明点等がある場合、一覧から該当の各種ガイドライン・マニュアルを探すなどに活用できる

26

# 地域連携推進会議について

## 地域連携推進会議の義務化

令和7年度から義務化

- ①「地域連携推進会議」を開催(会議の記録の公表)
- ②地域連携推進会議の構成員の施設内見学(GHの場合、住居ごとに必要)



それぞれ概ね年1回実施することが義務付けられた

27

# 地域連携推進会議について

## 地域連携推進会議開催状況調査

【2025(令和7)年度(2025年4月1日～2026年3月31日の間)の開催状況について】

	開催済み		開催予定		合計	
	回答数	回答割合%	回答数	回答割合%	回答数	回答割合%
グループホーム	156	46.4%	179	53.3%	335	99.7%
障害者支援施設	30	76.9%	9	23.1%	39	100.0%
合計	186	49.6%	188	50.1%	374	99.7%

28

# 就労選択支援について

---

## ○就労選択支援の概要

・令和7年10月以降、新たに就労継続支援B型を利用する意向がある場合は、就労選択支援を予め利用する必要があります。

・令和9年4月以降、新たに就労継続支援A型を利用する場合や標準利用期間を超えて就労移行支援を利用する場合についても、原則必要となる見込みです。

## ○指定前の事前評価について

・指定にあたっては、原則協議会又は市町村による評価内容の提出が必要です。

・既に協議会に参加している事業者を除きますが、まずは市町村に相談をしてください。

29

# 就労選択支援について

---

## ○設備基準について

・専用の訓練・作業室(定員×2㎡)を要します。

・その他詳細は図面相談マニュアルを参照し、指定前に図面相談をおこなってください。

<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/573677.pdf>

## ○人員基準について

・所定の要件を満たす管理者及び就労選択支援員を配置してください。

・兼務可否については、障害福祉サービス事業所における兼務可否判定図を参照ください。

<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/583125.pdf>

30

# 就労選択支援について

○その他、県HPIにおいても情報を公表していますので御参照ください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/shasentaku.html#tuti>

### 就労選択支援について

ページID:0592398 掲載日:2025年10月1日更新 印刷ページ表示

#### 目次

- ・ 就労選択支援の概要
- ・ 認定基準について
- ・ 認定申請について
- ・ よくある御質問
- ・ 関係通知

#### 就労選択支援の概要

令和7年10月1日から、障害者本人が就労先及び働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメント(就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適正の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理)の手法を活用して、本人の希望、就労能力、適性等に合った選択を支援する「就労選択支援」が創設されます。

当該サービス創設に伴い、令和7年10月以降、新たに就労継続支援B型を利用する意向がある場合は、就労選択支援を予め利用すること(なお、50歳に達している者や障害基礎年金1級受給者、就労経験があり年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者等については、就労選択支援事業者によるア

31

# こども性暴力防止法について

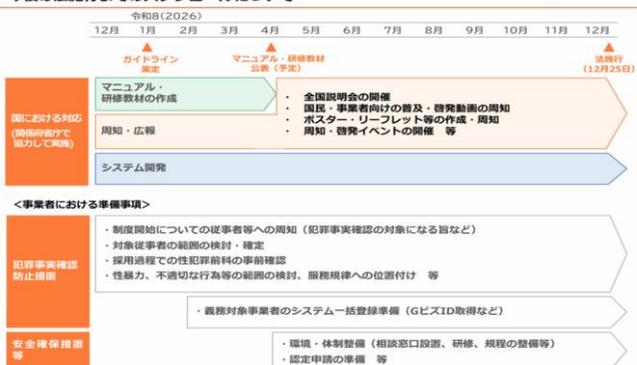
<p>○対象となるサービス種別<sup>㉔</sup></p> <p>&lt;義務対象事業所&gt; 法施行後、求められる取り組みを実施していない場合に法令違反となる<sup>㉔</sup></p> <p>障害児通所支援事業 : 児童発達支援(センター含む)、放課後等デイサービス<sup>㉔</sup></p> <p>居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援<sup>㉔</sup></p> <p>障害児入所施設 : 福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設<sup>㉔</sup></p> <p>&lt;認定対象事業所&gt; 認定は任意だが、推奨される<sup>㉔</sup></p> <p>障害福祉サービス事業: 居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所、重度障害者等包括支援<sup>㉔</sup></p> <p>(障害児を対象としている事業所に限る)<sup>㉔</sup></p> <p>※認定を受けるとこども家庭庁により事業所の名称等が公表されるとともに、認定事業者マークを使用できるようになる。それにより、保護者等が児童等を預ける場として適切な事業者か否かを判断することができるようになる。<sup>㉔</sup></p>	<p>○求められる取り組み(詳細については、こども性暴力防止法ガイドライン参照)<sup>㉔</sup></p> <p>○事業所において日頃から取り組むこと<sup>㉔</sup></p> <p>性暴力を未然に防止する環境づくりを進めるとともに、早期発見のための仕組みを整えること<sup>㉔</sup></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ こどもの心身の状況の日常観察</li><li>・ こどもへの面談・アンケート<sup>㉔</sup></li><li>・ 相談窓口の設置・周知</li><li>・ 従業員への研修 など<sup>㉔</sup></li></ul> <p>○性暴力の疑いがある場合に取り組むこと<sup>㉔</sup></p> <p>性暴力の疑いが生じた場合は、こどもの安全を守るとともに、調査などを行い、具体的な対策につなげること<sup>㉔</sup></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ こどもの保護・支援</li><li>・ 調査などの実施 など<sup>㉔</sup></li></ul> <p>○性暴力を繰り返させないために取り組むこと<sup>㉔</sup></p> <p>こどもと接する業務に就く人に特定性犯罪の前科がないかを確認すること<sup>㉔</sup></p>
--	--

32

# こども性暴力防止法について

## ② 義務対象事業所の今後のスケジュールについて

今後の法施行までのスケジュールについて



☆義務対象事業所の運営法人は、令和8年4月中までに「GビズID(プライム)」を取得し、法人内の義務対象事業所に対して周知をしてください。

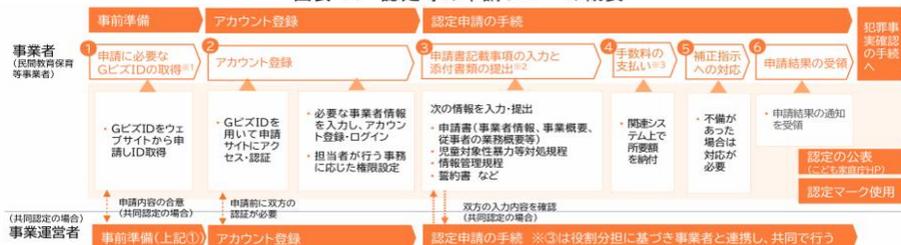
☆こども性暴力防止法施行ガイドライン235ページに、「事業者があらかじめ行うべきと考えられる事項」が記載されていますので、準備を進めていただくをお願いします。

# こども性暴力防止法について

## ③ 認定対象事業所への御案内

こども性暴力防止法施行ガイドラインには、認定を受けるまでの流れ等、詳細が記載されておりますので、認定を受けられる予定の事業所については、ご確認をお願いいたします。

図表 14 認定等の申請フローの概要



# こども性暴力防止法について

## ◎お願い◎

法施行に向けて、今後もこども家庭庁からの通知等、WAMNETに登録されている「事業所の連絡先メールアドレス」宛てにその都度ご案内させていただきます。

万が一、これまでメールが届いていない場合は、WAMNETに登録されているアドレスに誤りがある可能性がありますので、ご確認の上修正をしていただくようお願いいたします。

各種通知及びガイドライン等については、こども家庭庁ホームページに掲載されています。

こども家庭庁HP: <https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

35

# 障害児通所支援事業所等における安全対策等について

## ① 安全計画の策定について

・令和6年4月1日より、障害児通所支援事業所等(※)において、安全計画の策定が義務付けられています。

### ※障害児通所支援事業

児童発達支援、  
放課後等デイサービス、  
居宅訪問型児童発達支援、  
保育所等訪問支援

### 障害児入所施設

(義務内容の3は除く)

福祉型障害児入所施設、  
医療型障害児入所施設

### 義務内容<sup>①</sup>

1. 事業所ごとに安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない
2. 従業者に対し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施しなければならない<sup>②</sup>
3. 障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に<sup>③</sup>基づく取組の内容等について周知しなければならない<sup>④</sup>
4. 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする<sup>⑤</sup>

36

# 障害児通所支援事業所等における 安全対策等について

## ② 自動車を運行する場合の児童の所在の確認及び安全装置の設置について

### ◎義務内容

- ①乗降車の際に点呼等の方法により児童の所在を確認すること  
(令和5年4月1日から義務化)
- ②送迎用自動車への安全装置の装備及び当該装置を用いて降車時の①の所在確認  
(令和6年4月1日から義務化)

### ◎対象事業

- ①障害児通所支援事業、障害児入所施設
- ②障害児通所支援事業のうち、児童発達支援と放課後等デイサービス

参考:こども家庭庁ホームページ

[https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/anzen\\_kanri/](https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/anzen_kanri/)



# 令和7年度 指定障害福祉サービス事業者集団指導

愛知県 福祉総務課監査指導室

音声:VOICEVOX(東北きりたん)

## 今回の構成

---

- 事業所運営に当たり留意すべき項目について
  
- 指導監査の実施について

39

## 事業所運営に当たり留意すべき項目について

---

- 資料の使い方について
  1. 内容の確認
  2. 根拠規定の確認
  3. 事業所の実情を踏まえた対応  
(併せて必要な手続き)

40

## 事業所運営に当たり留意すべき項目について

---

### 項目5 「利用者から徴収する費用について」

- ・ 通常のサービスとして提供すべき項目は費用徴収ができないこと
- ・ 徴収しすぎた場合には精算すること
- ・ 積算根拠を確認すること

41

## 指定障害福祉サービス事業者等の指導監査の実施について

---

### ○資料の使い方について

1. 内容の確認
2. 「主な指導改善指示事項一覧」を踏まえた定期的な運営状況の自己点検

42

# 指定障害福祉サービス事業者等の指導監査の実施について

## ○運営指導について

根拠・目的	運営指導の流れ
障害者総合支援法第11条	①指導約1ヶ月前 事業所に実施通知が到達
指定有効期間内に1, 2回程実施	②指導約10日前 県と所在市町村あてに資料提出
法令、通知等を遵守し、適正な事業運営を実施しているか否かを確認	③運営指導実施 ④約1ヶ月後、改善指示書が到着 ⑤改善指示事項に従い改善報告

43

## 本日の説明の要点

- 集団指導資料を用いて適正な運営体制が構築されているか御確認いただくこと
- 運営指導について御理解いただき準備体制を整えていただくこと

44

## 受講報告について

---

集団指導の配布資料掲載ページに受講報告アンケート用URL(Microsoft Forms)を掲載いたしますので、ご回答をお願いいたします。

ご視聴いただきありがとうございました。